

政令第百八十四号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十二条及び第一百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項第二十八号を次のように改める。

二十八 墜落制止用器具

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年二月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
	（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等）	
第十三条	（略）	（略）
2	（略）	（略）
3	法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。	法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。
一〇二十七	（略）	（略）
二十八	墜落制止用器具	二十八 安全帯（墜落による危険を防止するためのものに限る。）
二十九～三十四	（略）	二十九～三十四 （略）
4 ・ 5	（略）	（略）

○厚生労働省令第七十五号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百八十四号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第二十七条第一項、第五十九条第三項及び第一百三十三条の規定に基づき、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のよう改正する。

	改 正 後	改 正 前
2 (略)	<p style="text-align: right;">(特別教育を必要とする業務)</p> <p>第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。</p> <p>一（四十）（略）</p> <p>四十一 高さが二メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具（令第十三条第三項第二十 八号の墜落制止用器具をいう。第百三十条の五第一項において同じ。）のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（前号に掲げる業務を除く。）</p>	<p style="text-align: right;">(特別教育を必要とする業務)</p> <p>第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。</p> <p>一（四十）（略）</p> <p>（新設）</p>
（粉碎機等への転落等における危険の防止）	<p style="text-align: right;">(特別教育の細目)</p> <p>第三十九条 前二条及び第五百九十二条の七に定めるものほか、第三十六条第一号から第十三号まで、第二十七号、第三十号から第三十六号まで及び第三十九号から第四十一号までに掲げる業務に係る特別教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p>	<p style="text-align: right;">(特別教育の細目)</p> <p>第三十九条 前二条及び第五百九十二条の七に定めるものほか、第三十六条第一号から第十三号まで、第二十七号、第三十号から第三十六号まで、第三十九号及び第四十号に掲げる業務に係る特別教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p>
（粉碎機等への転落等における危険の防止）	<p style="text-align: right;">(特別教育の細目)</p> <p>第三十九条 前二条及び第五百九十二条の七に定めるものほか、第三十六条第一号から第十三号まで、第二十七号、第三十号から第三十六号まで、第三十九号及び第四十号に掲げる業務に係る特別教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p>	<p style="text-align: right;">(特別教育の細目)</p> <p>第三十九条 前二条及び第五百九十二条の七に定めるものほか、第三十六条第一号から第十三号まで、第二十七号、第三十号から第三十六号まで、第三十九号及び第四十号に掲げる業務に係る特別教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p>

		3 労働者は、第一項ただし書の場合において、 <u>要求性能墜落制止用器具</u> その他の命綱（以下「 <u>要求性能墜落制止用器具等</u> 」という。）の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。
		（転落等の危険の防止）
	第百四十二条 事業者は、粉碎機又は混合機（第百三十条の五第一項の機械を除く。）の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さが九十センチメートル以上の柵等を設けなければならない。ただし、蓋、囲い、柵等を設けることが作業の性質上困難な場合において、 <u>要求性能墜落制止用器具</u> を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。	
3 2	（略）	
3 2	3 労働者は、第一項ただし書の場合において、 <u>要求性能墜落制止用器具等</u> の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。	
	（林業架線作業主任者の職務）	
	第百五十一条の百二十七 事業者は、林業架線作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。	
一・二	（略）	
三	作業中、 <u>要求性能墜落制止用器具等</u> 及び保護帽の使用状況を監視すること。	
	（林業架線作業主任者の職務）	
	第百五十一条の百二十七 事業者は、林業架線作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。	
一・二	（略）	
三	作業中、 <u>安全帯等</u> 及び保護帽の使用状況を監視すること。	
	（要求性能墜落制止用器具等の使用）	
第百九十四条の二十二	事業者は、高所作業車（作業床が接地面に対し垂直にのみ上昇し、又は下降する構造のものを除く。）を用いて作業を行うときは、当該高所作業車の作業床上の労働者に <u>要求性能墜落制止用器具等</u> を使用させなければならない。	
2	前項の労働者は、 <u>要求性能墜落制止用器具等</u> を使用しなければならない。	
	（安全帯等の使用）	
第百九十四条の二十二	事業者は、高所作業車（作業床が接地面に対し垂直にのみ上昇し、又は下降する構造のものを除く。）を用いて作業を行うときは、当該高所作業車の作業床上の労働者に <u>安全帯等</u> を使用させなければならない。	
2	前項の労働者は、 <u>安全帯等</u> を使用しなければならない。	

(型枠支保工の組立て等作業主任者の職務)

第二百四十七条 事業者は、型枠支保工の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二 (略)

三 作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(地山の掘削作業主任者の職務)

第三百六十条 事業者は、地山の掘削作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二 (略)

三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(土止め支保工作業主任者の職務)

第三百七十五条 事業者は、土止め支保工作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二 (略)

三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(ずい道等の掘削等作業主任者の職務)

第三百八十三条の三 事業者は、ずい道等の掘削等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一 (略)

二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(型枠支保工の組立て等作業主任者の職務)

第二百四十七条 事業者は、型枠支保工の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二 (略)

三 作業中、安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(地山の掘削作業主任者の職務)

第三百六十条 事業者は、地山の掘削作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二 (略)

三 安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(土止め支保工作業主任者の職務)

第三百七十五条 事業者は、土止め支保工作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二 (略)

三 安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(ずい道等の掘削等作業主任者の職務)

第三百八十三条の三 事業者は、ずい道等の掘削等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一 (略)

二 器具、工具、安全帯等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三 安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(ずい道等の覆工作業主任者の職務)

第三百八十三条の五 事業者は、ずい道等の覆工作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一 (略)

二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(採石のための掘削作業主任者の職務)

第四百四条 事業者は、採石のための掘削作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二 (略)

三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

四 (略)

(建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者の職務)

第五百七条の五 事業者は、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一 (略)

二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(鋼橋架設等作業主任者の職務)

第五百七条の九 事業者は、鋼橋架設等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

(鋼橋架設等作業主任者の職務)

第五百七条の九 事業者は、鋼橋架設等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

(ずい道等の覆工作業主任者の職務)

第三百八十三条の五 事業者は、ずい道等の覆工作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一 (略)

二 器具、工具、安全帯等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三 安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(採石のための掘削作業主任者の職務)

第四百四条 事業者は、採石のための掘削作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。

一・二 (略)

三 安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

四 (略)

(建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者の職務)

第五百七条の五 事業者は、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一 (略)

二 器具、工具、安全帯等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三 安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

		<p>一 (略)</p> <p>二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。</p> <p>三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。</p>
	(木造建築物の組立て等作業主任者の職務)	<p>第五百十七条の十三 事業者は、木造建築物の組立て等作業主任者に次の事項を行わせなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。</p> <p>三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。</p>
	(コンクリート造の工作物の解体等作業主任者の職務)	<p>第五百十七条の十八 事業者は、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。</p> <p>三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。</p>
	(コンクリート橋架設等作業主任者の職務)	<p>第五百十七条の二十三 事業者は、コンクリート橋架設等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。</p>
	(コンクリート橋架設等作業主任者の職務)	<p>第五百十七条の二十三 事業者は、コンクリート橋架設等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 器具、工具、安全帶等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。</p>

三　要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

三　安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(作業床の設置等)

第五百十八条　(略)

2　事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第五百十九条　(略)

2　事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第五百十九条　(略)

2　事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

(要求性能墜落制止用器具等の取付設備等)

第五百二十一条　事業者は、高さが二メートル以上の箇所で作業を行う

第五百二十条　労働者は、第五百十八条第二項及び前条第二項の場合において、要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(安全帯等の取付設備等)

第五百二十一条　事業者は、高さが二メートル以上の箇所で作業を行なう場合において、労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるときは、要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。

2　事業者は、労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるときは、要求性能墜落制止用器具等及びその取付け設備等の異常の有無について、隨時点検しなければならない。

(ホツパー等の内部における作業の制限)

第五百三十二条の二　事業者は、ホツパー又はザリビンの内部その他土

(ホツパー等の内部における作業の制限)

第五百三十二条の二　事業者は、ホツパー又はザリビンの内部その他土

(作業床の設置等)

第五百十八条　(略)

2　事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

砂に埋没すること等により労働者に危険を及ぼすおそれがある場所で作業を行わせてはならない。ただし、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等当該危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

(煮沸槽等への転落による危険の防止)

第五百三十三条 事業者は、労働者に作業中又は通行の際に転落するごとに火傷、窒息等の危険を及ぼすおそれのある煮沸槽、ホツパー、ピット等があるときは、当該危険を防止するため、必要な箇所に高さが七十五センチメートル以上の丈夫なさく等を設けなければならぬ。ただし、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等転落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

(ライフラインの設置)

第五百三十九条の二 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、身体保持器具を取り付けたロープ（以下この節において「メインロープ」という。）以外のロープであつて、要求性能墜落制止用器具を取り付けるためのもの（以下この節において「ライフライン」という。）を設けなければならない。

(作業指揮者)

第五百三十九条の六 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に前条第一項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせるとともに、次の事項を行わせなければならない。

- 一 (略)
- 二 作業中、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の使用状況を監視すること。

(要求性能墜落制止用器具の使用)

砂に埋没すること等により労働者に危険を及ぼすおそれがある場所で作業を行わせてはならない。ただし、労働者に安全帯を使用する等当該危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

(煮沸槽等への転落による危険の防止)

第五百三十三条 事業者は、労働者に作業中又は通行の際に転落するごとに火傷、窒息等の危険を及ぼすおそれのある煮沸槽、ホツパー、ピット等があるときは、当該危険を防止するため、必要な箇所に高さが七十五センチメートル以上の丈夫なさく等を設けなければならぬ。ただし、労働者に安全帯を使用させる等転落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

(ライフラインの設置)

第五百三十九条の二 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、身体保持器具を取り付けたロープ（以下この節において「メインロープ」という。）以外のロープであつて、安全帯を取り付けるためのもの（以下この節において「ライフライン」という。）を設けなければならない。

(作業指揮者)

第五百三十九条の六 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に前条第一項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせるとともに、次の事項を行わせなければならない。

- 一 (略)
- 二 作業中、安全帯及び保護帽の使用状況を監視すること。

(安全帯の使用)

第五百三十九条の七 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作業を行う労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させなければならぬ。

第五百三十九条の七 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作業を行う労働者に安全帯を使用させなければならない。

2 前項の要求性能墜落制止用器具は、ライフラインに取り付けなければならない。

3 労働者は、第一項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

2 前項の安全帯は、ライ夫ラインに取り付けなければならない。

3 労働者は、第一項の場合において、安全帯の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(作業開始前点検)

第五百三十九条の九 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、メインロープ等、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の状態について点検し、異常を認めたときは、直ちに、補修し、又は取り替えなければならない。

(架設通路)

第五百五十二条 (略)

2 前項第四号の規定は、作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

一 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

二 (略)

(略)

4 労働者は、第二項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(作業床)

第五百六十三条 (略)

3 2 第一項第三号の規定は、作業の性質上足場用墜落防止設備を設ける

(作業開始前点検)

第五百三十九条の九 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、メインロープ等、安全帯及び保護帽の状態について点検し、異常を認めたときは、直ちに、補修し、又は取り替えなければならない。

(架設通路)

第五百五十二条 (略)

2 前項第四号の規定は、作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

一 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

二 (略)

(略)

4 労働者は、第二項の場合において、安全帯の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(作業床)

第五百六十三条 (略)

3 2 第一項第三号の規定は、作業の性質上足場用墜落防止設備を設ける

ことが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

一 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

二 (略)

4・5 (略)

6 労働者は、第三項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(足場の組立て等の作業)

第五百六十四条 事業者は、つり足場、張出し足場又は高さが二メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一 (略)

四 足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業にあつては、墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講ずること。

イ (略)

ロ 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置を講ずること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

五 (略)

2 労働者は、前項第四号に規定する作業を行う場合において要求性能墜落制止用器具の使用を命ぜられたときは、これを使用しなければならない。

(足場の組立て等作業主任者の職務)

第五百六十六条 事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。ただし、解体の作業のときは、第一号の規

ことが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

一 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

二 (略)

4・5 (略)

6 労働者は、第三項の場合において、安全帯の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(足場の組立て等の作業)

第五百六十四条 事業者は、つり足場、張出し足場又は高さが二メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一 (略)

四 足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業にあつては、墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講ずること。

イ (略)

ロ 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置を講ずること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

五 (略)

2 労働者は、前項第四号に規定する作業を行う場合において安全帯の使用を命ぜられたときは、これを使用しなければならない。

(足場の組立て等作業主任者の職務)

第五百六十六条 事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。ただし、解体の作業のときは、第一号の規

定は、適用しない。

一 (略)

二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三 (略)

四 要求性能墜落制止用器具及び保護帽の使用状況を監視すること。

(作業構台についての措置)

第五百七十五条の六 (略)

2 前項第四号の規定は、作業の性質上手すり等及び中桟等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中桟等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

一 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

二 (略)

(略)

3 労働者は、第二項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

規定は、適用しない。

一 (略)

二 器具、工具、安全帯及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三 (略)

四 安全帯及び保護帽の使用状況を監視すること。

(作業構台についての措置)

第五百七十五条の六 (略)

2 前項第四号の規定は、作業の性質上手すり等及び中桟等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中桟等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

一 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

二 (略)

(略)

3 労働者は、第二項の場合において、安全帯の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(ボイラー及び圧力容器安全規則の一部改正)

第二条 ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）の一部を次の表のように改正する。

	改 正 後	改 正 前
2 (略)	<p style="text-align: right;">(ボイラー据付け作業の指揮者)</p> <p>第十六条 事業者は、ボイラー（令第二十条第五号イからニまでに掲げるボイラー及び小型ボイラーを除く。）の据付けの作業を行うときは、当該作業を指揮するため必要な能力を有すると認められる者のうちから、当該作業の指揮者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三　要求性能墜落制止用器具（労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）第一百三十条の五第一項に規定する要求性能墜落制止用器具をいう。）その他の命綱及び保護具の使用状況を監視すること。</p>	<p style="text-align: right;">(ボイラー据付け作業の指揮者)</p> <p>第十六条 事業者は、ボイラー（令第二十条第五号イからニまでに掲げるボイラー及び小型ボイラーを除く。）の据付けの作業を行うときは、当該作業を指揮するため必要な能力を有すると認められる者のうちから、当該作業の指揮者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三　安全帶（令第十三条第三項第二十八号の安全帶をいう。）その他の命綱及び保護具の使用状況を監視すること。</p>
2 (略)	<p style="text-align: right;">(就業制限)</p> <p>第二十三条 事業者は、令第二十条第三号の業務については、特級ボイラーチ士免許、一級ボイラーチ士免許又は二級ボイラーチ士免許を受けた者（以下「ボイラーチ士」という。）でなければ、当該業務につかせてはならない。ただし、安衛則第四十二条に規定する場合は、この限りでない。</p>	<p style="text-align: right;">(就業制限)</p> <p>第二十三条 事業者は、令第二十条第三号の業務については、特級ボイラーチ士免許、一級ボイラーチ士免許又は二級ボイラーチ士免許を受けた者（以下「ボイラーチ士」という。）でなければ、当該業務につかせてはならない。ただし、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）第四十二条に規定する場合は、この限りでない。</p>

(クレーン等安全規則の一部改正)

第三条 クレーン等安全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
第二十七条 (略)	第二十七条 (略)
<p>2 事業者は、前項のとう乗設備については、墜落による労働者の危険を防止するため次の事項を行わなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 労働者に要求性能墜落制止用器具（安衛則第百三十条の五第一項に規定する要求性能墜落制止用器具をいう。）その他の命綱（以下「要求性能墜落制止用器具等」という。）を使用させること。</p> <p>三 (略)</p> <p>3 労働者は、前項の場合において要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。</p>	<p>2 事業者は、前項のとう乗設備については、墜落による労働者の危険を防止するため次の事項を行わなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 労働者に安全帯（令第十三条第三項第二十八号の安全帯をいう。）その他命綱（以下「安全帯等」という。）を使用させること。</p> <p>三 (略)</p> <p>3 労働者は、前項の場合において安全帯等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。</p>
(組立て等の作業)	(組立て等の作業)
第三十三条 (略)	第三十三条 (略)
<p>2 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。</p>	<p>2 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行なわせなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 作業中、安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。</p>
第七十二条 (略)	第七十二条 (略)
<p>2 事業者は、前項のとう乗設備については、墜落による労働者の危険を防止するため次の事項を行わなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>3 労働者は、前項の場合において要求性能墜落制止用器具等の使用を</p>	<p>2 事業者は、前項のとう乗設備については、墜落による労働者の危険を防止するため次の事項を行なわなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 労働者に安全帯等を使用させること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>3 労働者は、前項の場合において安全帯等の使用を命じられたときは</p>

命じられたときは、これを使用しなければならない。

(ジブの組立て等の作業)

第七十五条の二 (略)

2 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二 (略)

三 作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(組立て等の作業)

第一百八条 (略)

2 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二 (略)

三 作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(組立て等の作業)

第一百五十三条 (略)

2 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二 (略)

三 作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(組立て等の作業)

第一百九十二条 (略)

2 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。

(組立て等の作業)	（組立て等の作業）	（組立て等の作業）	（組立て等の作業）
第一百九十二条 (略)	第一百五十三条 (略)	第一百八条 (略)	（組立て等の作業）
2 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。	2 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行なわせなければならない。	2 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行なわせなければならない。	2 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行なわせなければならない。

一・二 (略)

三 作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

一・二 (略)

三 作業中、安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(ゴンドラ安全規則の一部改正)

第四条 ゴンドラ安全規則（昭和四十七年労働省令第三十五号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

(特別の教育)

第十二条 (略)

3 2 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。第十七条第一項において「安衛則」という。）第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるものほか、第一項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(要求性能墜落制止用器具等)

第十七条 事業者は、ゴンドラの作業床において作業を行うときは、当該作業を行う労働者に要求性能墜落制止用器具（安衛則第百三十条の五第一項に規定する要求性能墜落制止用器具をいう。）その他の命綱（以下この条において「要求性能墜落制止用器具等」という。）を使用させなければならない。

2 つり下げのためのワイヤロープが一本であるゴンドラにあつては、前項の要求性能墜落制止用器具等は当該ゴンドラ以外のものに取り付けなければならない。

3 労働者は、第一項の場合において、要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

改 正 前

(特別の教育)

第十二条 (略)

3 2 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(安全帯等)

第十七条 事業者は、ゴンドラの作業床において作業を行うときは、当該作業を行う労働者に安全帯（令第十三条第三項第二十八号の安全帯をいう。）その他の命綱（以下この条において「安全帯等」という。）を使用させなければならない。

2 つり下げのためのワイヤロープが一本であるゴンドラにあつては、前項の安全帯等は当該ゴンドラ以外のものに取り付けなければならない。

3 労働者は、第一項の場合において、安全帯等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（酸素欠乏症等防止規則の一部改正）

第五条 酸素欠乏症等防止規則（昭和四十七年労働省令第四十二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

(要求性能墜落制止用器具等)

第六条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、労働者が酸素欠乏症等にかかるて転落するおそれのあるときは、労働者に要求性能墜落制止用器具（労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）第一百三十条の五第一項に規定する要求性能墜落制止用器具をいう。）その他の命綱（以下「要求性能墜落制止用器具等」という。）を使用させなければならない。

2 事業者は、前項の場合において、要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。

3 労働者は、第一項の場合において、要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(保護具等の点検)

第七条 事業者は、第五条の二第一項の規定により空気呼吸器等を使用させ、又は前条第一項の規定により要求性能墜落制止用器具等を使用させて酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合には、その日の作業を開始する前に、当該空気呼吸器等又は当該要求性能墜落制止用器具等及び前条第二項の設備等を点検し、異常を認めたときは、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。

(立入禁止)

2 第九条 (略)

3 第一項の酸素欠乏危険場所については、安衛則第五百八十五条第一項第四号の規定（酸素濃度及び硫化水素濃度に係る部分に限る。）は適用しない。

改正前

(安全帯等)

第六条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、労働者が酸素欠乏症等にかかるて転落するおそれのあるときは、労働者に安全帯（令第十二条第三項第二十八号の安全帯をいう。）その他の命綱（以下「安全帯等」という。）を使用させなければならない。

2 事業者は、前項の場合において、安全帯等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。

3 労働者は、第一項の場合において、安全帯等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(保護具等の点検)

第七条 事業者は、第五条の二第一項の規定により空気呼吸器等を使用させ、又は前条第一項の規定により安全帯等を使用させて酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合には、その日の作業を開始する前に、当該空気呼吸器等又は当該安全帯等及び前条第二項の設備等を点検し、異常を認めたときは、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。

(立入禁止)

2 第九条 (略)

3 第一項の酸素欠乏危険場所については、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）第五百八十五条第一項第四号の規定（酸素濃度及び硫化水素濃度に係る部分に限る。）は適用しない。

。) は、適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成三十一年二月一日から施行する。

（経過措置）

2 次に掲げる省令の規定の適用については、平成三十一年八月一日前に製造された安全帯（要求性能墜落制止用器具（第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則第百三十条の五第一項に規定する要求性能墜落制止用器具をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）又は同日において現に製造している安全帯（要求性能墜落制止用器具に該当するものを除く。）は、平成三十四年一月一日までの間、要求性能墜落制止用器具とみなす。

一 第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則第百三十条の五第一項及び第三項、第一百四十二条第一項及び第三項、第一百五十一条の百二十七、第一百九十四条の二十二、第二百四十七条、第三百六十条、第三百七十五条、第三百八十三条の三、第三百八十三条の五、第四百四条、第五百十七条の五、第五百十七条の九、第五百十七条の十三、第五百十七条の十八、第五百十七条の二十三、第五百十八条第二項、

第五百十九条第二項、第五百二十条、第五百二十二条、第五百三十二条の二、第五百三十三条、第五百三十九条の二、第五百三十九条の六、第五百三十九条の七、第五百三十九条の九、第五百五十二条第二項及び第四項、第五百六十三条第三項及び第六項、第五百六十四条、第五百六十六条並びに第五百七十五条の六第二項及び第四項

二 第二条の規定による改正後のボイラーア及び圧力容器安全規則第十六条

三 第三条の規定による改正後のクレーン等安全規則第二十七条第二項及び第三項、第三十三条第二項、

第七十三条第二項及び第三項、第七十五条の二第二項、第一百八条第二項、第一百五十三条第二項並びに
第一百九十二条第二項

四 第四条の規定による改正後のゴンドラ安全規則第十七条

五 第五条の規定による改正後の酸素欠乏症等防止規則第六条及び第七条

○厚生労働省告示第二百四十九号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百八十四号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十二条、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十九条並びに酸素欠乏症等防止規則（昭和四十七年労働省令第四十二号）第十二条第三項及び第二十八条の規定に基づき、安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十一年二月一日から適用する。

平成三十年六月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示

（安全衛生特別教育規程の一部改正）

第一条 安全衛生特別教育規程（昭和四十七年労働省告示第九十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

(ロープ高所作業に係る業務に係る特別教育)

第二十三条 (略)

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

		時間	
科目	範囲	科目	範囲
ロープ高所作業の方 法、墜落による労働災 害の防止のための措置並 びに安全帶及び保護帽の取扱い	ロープ高所作業の方法 による労働災害の防止のため の措置 墜落制止用器具及び 保護帽の取扱い	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

改 正 前

(ロープ高所作業に係る業務に係る特別教育)

第二十三条 (略)

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

		時間	
科目	範囲	科目	範囲
ロープ高所作業の方 法、墜落による労働災 害の防止のための措置並 びに安全帶及び保護帽の取扱い	ロープ高所作業の方法 による労働災害の防止のため の措置 安全帶及び保護帽の 取り扱い	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。		第二十四条 安衛則第三十六条第四十一号に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。	
3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それ	2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それ	科目	科目
関係法令	労働災害の防止に関する知識	作業に関する知識	作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法
項目法、令及び安衛則中の関係条法	墜落による労働災害の防止のための措置 陥防のための措置 止のための措置 止のための措置 事故発生時の措置 業に伴う灾害及びその防止方	工具（フルハーネス型のもの） に限る。以下 この条において同じ。（）に 関する知識	墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 の点検及び整備の方法 制止用器具の関連器具の使用方法
○・五時間	一時間	二時間	一時間

(新設)

		それ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間 以上行うものとする。	
科目	範囲		
墜落制止用器等の使用方法	墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 墜落による労働災害防止のための措置 墜落制止用器具の点検及び整備の方法	一・五時間	時間

(酸素欠乏危険作業特別教育規程の一部改正)

第二条 酸素欠乏危険作業特別教育規程（昭和四十七年労働省告示第百三十二号）の一部を次の表の
ように改正する。

(傍線部分は改正部分)

				改 正 後				
				改 正 前				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事故の場合の 退避及び救急 その方法	墜落制止用器具等並びに救出 用の設備及び器具の使用方法 並びに保守点検の方法 呼吸の方法	人工そ生器の使 用方法	一時間	事故の場合の 退避及び救急 その方法	墜落制止用器具等並びに救出 用の設備及び器具の使用方法 並びに保守点検の方法 呼吸の方法	人工そ生器の使 用方法	一時間	事故の場合の 退避及び救急 その方法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第二条 酸素欠乏症等防止規則第十二条第二項において準用する同条第一項の規定による特別の教育は、学科教育により、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。	第二条 酸素欠乏症等防止規則第十二条第二項において準用する同条第一項の規定による特別の教育は、学科教育により、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。	第二条 酸素欠乏症等防止規則第十二条第二項において準用する同条第一項の規定による特別の教育は、学科教育により、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(酸素欠乏危険作業主任者技能講習及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習規程の一部改正)

第三条 酸素欠乏危険作業主任者技能講習及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習規程（昭和四十七年労働省告示第百三十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

(講習科目の範囲及び時間)

第二条 技能講習の学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
(略)	保護具に関する知識	空気呼吸器、酸素呼吸器及び送気マスク、墜落制止用器具等並びに救出用の設備及び器具の使用方法並びに保守点検の方法
2・3 (略)	(略)	二時間
(講習科目の範囲及び時間)		

第五条 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習（以下この章において「技能講習」という。）の学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

改 正 前

(講習科目の範囲及び時間)

第二条 技能講習の学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
(略)	保護具に関する知識	空気呼吸器、酸素呼吸器及び送気マスク、安全帶等並びに救出用の設備及び器具の使用方法並びに保守点検の方法
2・3 (略)	(略)	二時間
(講習科目の範囲及び時間)		

第五条 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習（以下この章において「技能講習」という。）の学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

2
•
3
() 略
の方法

2
•
3
() 略
の方法

(ゴンドラ構造規格の一部改正)

第四条 ゴンドラ構造規格（平成六年労働省告示第二十六号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

(金具等) 改正後	第十九条 ゴンドラは、墜落制止用器具その他の命綱を取り付けるための金具等を備えているものでなければならない。ただし、チエア型のゴンドラにあつては、この限りでない。
(金具等) 改正前	第十九条 ゴンドラは、安全帶その他の命綱を取り付けるための金具等を備えているものでなければならない。ただし、チエア型のゴンドラにあつては、この限りでない。